

地域介護予防活動支援事業マニュアル

令和2年4月1日改正

地域介護予防活動支援事業マニュアル

(事業目的)

- 1) 自主グループに対して、その運営費を支払い、介護予防活動の推進の助けとなることを目的とする
- 2) 介護予防の観点から、社会参加・健康づくり・仲間づくりを目的とする
- 3) 地域の通いの場を充実させることにより、住み慣れた地域での介護予防活動に参加でき、地域で支えあうネットワーク構築につながる

(事業効果)

- 1) 楽しさ・生きがい・社会参加
- 2) 仲間づくり、人と人との絆の広がり
- 3) 閉じこもり防止で、社会生活が豊かに
- 4) 健康づくりと福祉意識の向上
- 5) 支援を必要とする人の生活ニーズの把握・発見
- 6) 自立した日常生活に必要な情報提供、情報交換の場
- 7) 地域における見守り、支えあいのネットワーク

(利用方法)

- 1) すでに活動しているグループへ参加する
- 2) 自ら参加者を募り、新たに地域の通いの場を設立する

(補助団体の条件)

- 1) 活動の中に 30 分以上の体操が含まれている
- 2) 誰でも気軽にできる活動である
- 3) 週 1 回以上の頻度で開催されている
- 4) 5 人以上の集まりである
- 5) 3 か月以上継続ができている
- 6) 地域に対しオープンな活動ができ、行政や地域包括支援センターと協働できる
- 7) 政治、宗教を伴う活動や営利を目的とした活動ではない

(補助対象経費のめやす)

補助対象経費については、補助対象団体の活動実績及び活動内容により、承認する対象経費を以下のとおりとする。

【第 1 段階】

補助対象団体のうち、下記、【第 2 段階】、【第 3 段階】を除く補助対象団体

補助対象経費：会場使用料、冷暖房費、機材費 24,000 円以下（初年度のみ 74,000 円以下）

【第 2 段階】

補助対象団体のうち、下記のいずれの要件を満たす団体

- 1) 補助金申請回数が2回目以上である
- 2) 毎回、かみかみ百歳体操等の口腔体操を実施する
- 3) 生活習慣病予防に関する講話を1回/年以上開催する
- 4) 県・市が養成する介護予防に関するサポーター養成講座の修了者（もしくは年度内に終了予定者）が団体の構成員の1割以上（小数点以下四捨五入）または3人以上在籍する

補助対象経費：講師料、送迎にかかる経費（送迎に対する人件費は対象外）、教材費、講話等に伴う実習にかかる経費 50,000円以下

【第3段階】

補助対象団体のうち、下記のいずれの要件を満たす団体

- 1) 補助金申請回数が2回目以上である
- 2) 毎回、かみかみ百歳体操等の口腔体操を実施する
- 3) 生活習慣病予防に関する講話を1回/年以上開催する
- 4) 県・市が養成する介護予防に関するサポーター養成講座の修了者（もしくは年度内に終了予定者）が団体の構成員の1割以上（小数点以下四捨五入）または3人以上在籍する
- 5) 長寿社会課が示す栄養・食事、認知症の理解、お口の健康、薬などに関する講話リストの中から2分野の講話を各1回/年以上開催する

補助対象経費：講師料、送迎にかかる経費（送迎に対する人件費は対象外）、教材費、講話等に伴う実習にかかる経費 74,000円以下

（補助団体に当てはまらない活動）

- 1) 老人クラブや地域の福祉団体のみで構成されるもの
- 2) 老人クラブ関係の団体、その他のサークル活動、同好会、友人同士（内輪）だけのグループと思われるもの
- 3) 比較的元気な高齢者が行うスポーツ活動等中心としたもので、技術の向上、大会競技等への参加を目的とするもの
- 4) 趣味・演芸等の文化活動で、技術の向上、大会行事等への参加を目的とするもの
- 5) 新規の参加者を受け入れないもの

（団体の情報公開）

市は、補助対象となったグループの情報を公開し、各地域包括支援センター、社会福祉協議会、市民（参加希望者等）に対し、情報提供を行う